

○ 総務省告示第 号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）別表第一号二の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第二号 電波を使用する端末機器の測定方法 [一～二十四 略]</p> <p>二十五 小電力データ通信システム端末（無線設備規則第四十九条の二十第一号から<u>第四号</u>までに規定する無線局の無線設備をいう。）又は5.2GHz帯高出力データ通信システム端末（同規則第四十九条の二十の二に規定する無線局の無線設備をいう。）の電気的条件等 別表第一号四3に同じ。</p>	<p>別表第二号 [同左] [一～二十四 同左]</p> <p>二十五 小電力データ通信システム端末（無線設備規則第四十九条の二十第一号から<u>第三号</u>までに規定する無線局の無線設備をいう。）又は5.2GHz帯高出力データ通信システム端末（同規則第四十九条の二十の二に規定する無線局の無線設備をいう。）の電気的条件等 別表第一号四3に同じ。</p>
備考 紙中の〔 〕の記載は注記である。	